



落した。

この事故により、当該乗合バスの運転者が軽傷を負い、当該乗客にケガはなかった。

事故当時、当該乗合バスの運転者は、道路前方を鹿が道路を横切ったことから他に鹿がないかどうかという確認することに気を取られていたところ、ハンドル操作を誤り道路外に逸脱し、2メートル下の林に転落し乗降口を下にして横転した模様。

#### (3) 貸切バスに乗用車が追突した事故

11月25日(月)午前7時30分頃、茨城県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客12名を乗せて運行中、後方から走行してきた乗用車が追突した。

この事故により、乗客10名と運転者の計11名が軽傷を負った。

事故当時、当該貸切バスが信号待ちで停車中、後方から走行してきた当該乗用車が追突した模様。

#### (4) タクシーの車内事故

11月23日(土)午後5時30分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが乗客1名(女性、86歳)を乗せて運行中、交差点で自転車が飛び出してきたため、急ブレーキを踏んだところ、当該乗客が左肩を座席で打った。この事故により、当該乗客が左上腕近位端骨折の重傷を負った。

事故現場は、当該タクシー側が一時停止の義務がない信号機のない交差点で、事故当時、当該交差点を自転車が左側から飛び出してきた模様。

なお、当該乗客はシートベルトをしていなかった模様。

#### (5) トラックの酒気帯び運転

11月22日(金)午前7時30分頃、大阪府において、府内に営業所を置くトラックが走行中、停車していたトラックに追突した。

この事故により、追突されたトラックの運転者が腰骨を骨折する重傷を負った。追突したトラックの運転者は、事故の調査中に酒気帯び運転が判明した模様。

#### (6) トラックがオートバイに追突した事故

11月23日(土)午前1時30頃、千葉県において、東京都に営業所を置くトラックが走行中、前を走っていた4台のオートバイに追突した。

この事故により、オートバイに2人乗りしていた男性2人が死亡、別のバイクに乗っていた男性1人が骨折の重傷、その他4人が軽傷を負った。

事故当時、当該トラックは炎上したが、トラックの運転者にケガはなかった。

#### (7) トラックのひき逃げ事故

11月23日(土)午後6時30分頃、東京都において、都内に営業所を置



また、平成25年7月4日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客8名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客1名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者1名が死亡、交替運転者1名及び乗客14名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

## 記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

2. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

4. 平成19年6月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう!」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

5. その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。



#### 【4. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ [http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_002069.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html)



#### 【5. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日(火)に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000134.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html)



#### 【6. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

##### 【訂正とお詫び】

新たに義務付け対象となった安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出日を「平成26年10月6日まで」と記載しておりましたが「平成26年1月6日まで」の誤りでしたので訂正するとともに、お詫び申し上げます。

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。





\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

